

1 会議名 令和6年第11回稲城市農業委員会総会

2 日時 令和6年11月11日(月)

開議 午後2時55分

閉議 午後3時57分

3 会場 稲城市役所4階 議会会議室

4 出席委員

1番 松本 一宏

2番 金井 司

4番 笹久保 橋寿

5番 高橋 一郎

6番 川村 あや

7番 松本 信之

8番 佐脇 博吏

9番 大久保 一弘

10番 小宮 尚幸

11番 上原 徳和

5 欠席委員

3番 笹久保 栄人

12番 石井 篤司

6 事務局

局長 関口 美鈴

係長 佐藤 江美子

書記 相田 雄太郎

7 議事日程

(1) 会議録署名委員の選出

(2) 第20号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について

(3) 第21号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について

(4) 第22号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査
について

(5) 第33号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(6) 第34号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について

議長 本日は、3 番 笹久保 栄人（ささくぼ よしと）君、12 番 石井 篤司（いしい あつし）君が欠席です。従いまして農業委員会会議規則第 6 条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日 1 日とします。ただいまより、令和 6 年第 11 回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程 1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　それでは、2番　金井　司（かない　つかさ）君、4番　笹久保　橋
寿（ささくぼ　きょうとし）君を指名いたします。次に日程2、第20
号議案　生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について議
題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号 224 号については令和 6 年 10 月 23 日に地元委員の佐脇 博史委員と、受付番号 225 号、226 号については令和 6 年 11 月 1 日に地元委員の上原 徳和委員と現地調査を実施しております。

議 長 それではまず受付番号224号について8番 佐脇 博吏君より説明願います。

佐脇委員 8番委員の佐脇です。写真で見ていただいた通り、梨畑については栽培と耕作をきちんとされていて、見事な梨の販売を行っています。立地は川に近く梨の栽培に適しております。今回は所有している農地の一部について申請が出ております。よって、受付番号224号については令和6年10月23日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 それでは次に受付番号 225 号、226 号について 11 番 上原 徳和君より説明願います。

上原委員 11 番委員の上原です。元々ぶどう畑でしたが、現在は畑に変わり、キャベツやブロッコリー等が定植されています。また、もう一方の土地については元々オクラを植えており、現在は収穫が完了し、片付けを行っているところです。よって、受付番号 225 号、226 号については令和 6 年 11 月 1 日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

笹久保（橋）委員 受付番号 224 号について、妻や息子は一緒に住んでいるのか？

佐脇委員 そうです。一緒に住んでいます。息子は仕事をしながら農業を継続していて、今後どうなっていくかは不明です。

笹久保（橋）委員 土地の東側も申請者の農地か？

佐脇委員 その点は不明です。

高橋職代 いずれの申請も写真を見る限り綺麗に農業をやられていますが、今後土地を売却されてしまうかなどはわかりますか？

事 務 局 受付番号 225 号、226 号については、ご本人からお話があり、元ぶどう畑の農地については自身での転用を考えているとのこと。もう一方の農地については売却を行うとのこと。

高橋職代 売却となるとまた買取申出が出てくるのでしょうか？

事務局 まちづくり計画課に提出されることになります。

議 長 受付番号 224 号について、今回出てきた農地の他にも農地はありますか？

佐脇委員 南側に生産緑地があります。

議長 受付番号 225 号、226 号については、他にも農地があったと思うが管理状況は大丈夫ですか。

上原委員 農地パトロールで確認した際には耕作をされていました。

議長 他に質疑がありませんので、採決いたします。第 20 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。したがって第 20 号議案については承認されました。
次に日程 3、第 21 号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について
議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号 380 号については、令和 6 年 10 月 23 日に地元委員の佐脇 博史委員と相続人立ち会いのもと現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号 380 号について 8 番 佐脇 博吏君より説明願います。

佐脇委員 8 番委員の佐脇です。駅からすぐの梨畑と少し離れたところにあるぶどう畑ですが、毎年きちんとやられております。地域の方もたくさん寄られている様子です。本人も高尾ぶどうが環境的に厳しくなっているのと仰っていましたが、今後も維持管理をしていきたいとのことでした。よって、受付番号 380 号については、令和 6 年 10 月 23 日に事務局と現地確認を行った結果、適格者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 自宅前の農地は、申請地の南側も農地だったと思いますが、こちらは申請されないのでしょうか。

佐脇委員 申請者の父親の代に区画整理の関係で南側は外すことになったと聞いています。

事 務 局 申請者は継続をしたいという意思があるようなのですが、区画整理のエリア分けて農地にしてはいけないエリアにされてしまっている状況です。当該地は現在も畑として維持されています。

議 長 労働力は申請者本人のみですか？

佐脇委員 奥様も手伝いをしています。

議 長 申請者の息子はどうですか。

佐脇委員 息子はおりますが、話は出ませんでした。本人もまだまだお元気で問題はなさそうです。

事 務 局 自宅に農機が沢山あったので、労力的には機械の力もあってやれているようでした。

佐脇委員 お持ちの農地の範疇的には一人でもできないことはない状況だと思います。

高橋職代 家の前の木の写真は梨ですか。

事 務 局 花粉を取るための木だと聞いています。

佐脇委員 販売はぶどうが6割、梨が4割くらいで販売している。

議 長 他に質疑がありませんので、採決いたします。第21号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第21号議案については承認されました。次に日程4、第22号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について議題といたします。ここで、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定により委員会の委員は自己又はその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することは出来ないとあります。

今回は 10 番 小宮 尚幸君の案件がありますので、稲城市農業委員会
会議規則第 10 条の規定に基づき、小宮 尚幸君が退席します。暫時休
憩いたします。

(小宮委員が退席)

議 長 それでは、小宮 尚幸君の関係案件について事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいた
します。

金井委員 賃金は年間で 6 万円ですか。

事 務 局 そうです。

金井委員 所有者は 6 万円で年間 40 日の作業従事が必要ということでしょうか。

事 務 局 稲城市における貸借円滑化法に基づく貸借の事例ですと、現状 12 件
ございますが、うち 11 件は使用貸借、すなわち無償での貸借ござい
ます。賃借料が設定されている案件は稀なケースではありますが、今回
は賃借人が賃貸人へ賃料を支払うことになっております。

また、その他に東京都農業会議の制度で、契約期間を 10 年以上に設
定することで賃貸人へ奨励金が支払われるという奨励金の仕組みがご
ざいます。今回は賃借人と賃貸人の間でその調整を行い、この金額での
貸借について同意がなされたと伺っております。

川村委員 それを踏まえても安価な気はします。

事 務 局 ただ、生産緑地の農地の固定資産税としては設定額までいかない可能性がありそうです。

議 長 固定資産税はそんなにはっていないと思われる。奨励金は10万円出るのか。

事 務 局 1,000 m²あたり20万円です。奨励金の目的は、東京都が貸借の促進を進めることであると聞いています。また、当該地は梨の花粉樹の栽培に使用すると聞いているので、5年で契約するよりも10年で契約した方が長い目で見ると有益だとは思われます。

佐脇委員 10年で花粉は取れるのですか。

松本信之委員 5年もあれば取ることはできる。

議 長 樹は何本植えるのか。

事 務 局 不明です。

笹久保橋寿委員 賃貸人は梨の栽培はやっていたのですか。

議 長 昔やっていたのは酪農です。

高橋職代 賃貸人は貸すだけですか。

上原委員 賃貸人が全てやるという意味ではないですよ。

議 長 賃借人が基本全てやる。賃貸人は一割の従事でよい。

事 務 局 例えば見回りの作業などでも一日とカウントされます。

川村委員 金井委員の懸念については、大丈夫そうですね。

議 長 農地への出入りは問題ないですか。

事 務 局 大通りには面していませんが、裏に農道があります。

上原委員 梨の花粉樹は消毒はいるのでしょうか。

議 長 消毒は必要です。

上原委員 賃貸人が野菜を作られるときはそのあたりも配慮するということでしょうか。

議 長 そこまでは分からなそうです。

松本信之委員 近くの養蜂場とは消毒の時に調整が必要そうです。

上原委員 そのあたりは賃借人と養蜂場で調整してもらいましょう。

議 長 他に質疑がありませんので、採決いたします。第 22 号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 22 号議案については承認されました。暫時休憩いたします。

(小宮委員着席)

議 長 それでは次に日程 5、第 33 号報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

佐脇委員 現況の地目が既に宅地になっているところについては、取り立てて問題ないのではないかと思います。

議 長 他に質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程 6、第 34 号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事務局

(議案書をもとに説明する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

佐脇委員 写真の中で木が一本だけピックアップされているものがありますが、この農地は、他に植付等はなさそうですが、どういう状況でしょうか。

金井委員 ここは、前は梨畑だった。隣のマンションを建てるにあたってぶどうに切り替えた。

佐脇委員 今後徐々に増やしていくということですね。

金井委員 はい。

議長 他に質疑がありませんので、打ち切ります。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和6年第11回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時57分閉会)